

4-9 令和3年食中毒発生状況一覧表

| No | 発生日 | 発生場所 | 取扱保健所 | 摂食者数 | 患者数 | 患者累計 | 死者数 | 原因食品 | 病因物質 | 原因施設 | 摂食場所 | 概要 | 行政処分 |
|----|--------|------|-------|------|-----|------|-----|----------------------------|----------|----------------|------------------|--|------|
| 1 | 1月25日 | 長崎市 | 長崎市 | 3 | 1 | 1 | 0 | シメサバ、刺身(イワシ等)、ヒラメのカルパッチョ | アニサキス | 不明 | 不明 | 令和3年1月25日(月)11時40分頃、長崎市内の医療機関より、患者からアニサキスを抽出したとの連絡を受け、探知した。患者は1月23日(土)に市内魚介類販売施設よりシメサバ、刺身(イワシ等)、ヒラメの柵を購入し、23日に刺身(イワシ等)とヒラメのカルパッチョ、24日にシメサバを喫食した。ヒラメのカルパッチョは自宅で調理喫食しているため、原因施設を特定するには至らなかった。 | - |
| 2 | 3月22日 | 長崎市 | 長崎市 | 5 | 5 | 6 | 0 | 3/18に提供された食事(鳥刺しの盛り合わせを含む) | カンピロバクター | 飲食店営業 | 飲食店営業 | 3月18日(木)夜に当該施設を利用した1団体の5名中5名が3月22日(月)から3月23日(火)にかけて発熱、頭痛、下痢等の症状を呈していることが判明した。調査の結果、検便の協力が得られた4名の便からカンピロバクターが検出されたこと、共通食が当該施設で提供された食事(鳥刺しの盛り合わせなど)のみであることから、当該施設で提供された食事を原因とする食中毒事件であると断定し、営業停止処分を行った。 | 停止3日 |
| 3 | 4月3日 | 長崎市 | 長崎市 | 130 | 44 | 50 | 0 | 4/1に当該施設において調整、提供された給食 | カンピロバクター | 事業場(給食施設(保育所)) | 事業場(食堂又は居室(保育所)) | 園児及び職員の計150人のうち園児37人及び職員4名が、4月3日7時から下痢、発熱、腹痛等の症状を呈しており、患者11人の便からカンピロバクターが検出された。患者に共通する飲食物が同保育園で提供された飲食物に限られること、患者11人の便からカンピロバクターが検出されたこと、医師から食中毒の届出があったことから、同保育園が提供した飲食物を原因とする食中毒と断定し、食品衛生法違反として調理業務の停止処分を行った。 | 停止3日 |
| 4 | 10月5日 | 長崎市 | 長崎市 | 不明 | 1 | 51 | 0 | 不明 | アニサキス | 不明 | 家庭 | 令和3年10月6日(水)10時頃、長崎市内の医療機関より、患者からアニサキスを抽出したとの連絡を受け、探知した。患者は10月4日(月)に市内魚介類販売施設にて鰯たたきを購入し、喫食。翌日5日(火)の午前8時に下痢や嘔吐等の症状を呈した。なお、患者は10月3日(日)に自ら釣った魚(イトヨリ、アマダイ)を家庭で刺身にして喫食しているため、原因食品及び原因施設を特定するには至らなかった。 | - |
| 5 | 10月31日 | 長崎市 | 長崎市 | 6 | 2 | 53 | 0 | 当該施設において調理、提供された食品 | カンピロバクター | 飲食店営業 | 飲食店営業 | 10月29日(金)夜に当該施設を利用した1団体の6名中2名が発熱、腹痛、下痢等の症状を呈していることが判明した。調査の結果、有症者2名の便からカンピロバクターが検出されたこと、共通食が当該施設で提供された食事(焼き鳥、ささみのたたき、唐揚げなど)のみであること等から、当該施設で提供された食事を原因とする食中毒事件であると断定し、食品衛生法違反として営業停止処分を行った。 | 停止2日 |
| 6 | 11月8日 | 長崎市 | 長崎市 | 2 | 1 | 54 | 0 | サバ(刺身、シメサバ) | アニサキス | 家庭 | 家庭 | 令和3年11月8日(月)午後2時頃、長崎市内の医療機関より、患者からアニサキスを抽出したとの連絡を受け、探知した。患者は11月4日(木)に知人からサバをもらい、当日半身を刺身で夫とともに食した。残った半身はシメサバにして、6日(土)、7日(日)に患者が食した。なお、患者夫婦は11月1日から11月7日の間に知人からもらった魚以外の魚は食していない。 | - |
| 7 | 11月20日 | 諫早市 | 県央 | 425 | 21 | 75 | 0 | 11/19に当該飲食店が製造した弁当 | ノロウイルス | 飲食店営業 | 飲食店営業 | 県央保健所による調査の結果、有症者らは、諫早市にある飲食店が製造した弁当を喫食し、11月20日(土)午後3時頃から22日(月)午後1時頃にかけて嘔吐、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈した。有症者全員の共通食がこの弁当以外にないこと、異なるそれぞれの施設の有症者の便からノロウイルスが検出されたこと、加えて調理従事者からもノロウイルスが検出されたこと、発症までの時間と症状がノロウイルス食中毒の特徴と一致することから、当該飲食店を原因施設とする食中毒と断定し、行政処分を行った。 | 停止2日 |
| 8 | 12月16日 | 佐世保市 | 佐世保市 | 100 | 16 | 91 | 0 | 12/15に当該飲食店が調理・販売したサンドイッチ | ノロウイルス | 飲食店営業 | 飲食店営業 | 佐世保市内の飲食店から、販売したサンドイッチを食べた複数人が嘔吐、下痢、発熱等の症状を呈し、一部は医療機関を受診している旨、保健所に通報があり探知。調査の結果、有症者の共通食がサンドイッチ以外にないこと、有症者・調理従事者の便からノロウイルスが検出されたこと、発症までの時間と症状がノロウイルス食中毒の特徴と一致すること等から、当該飲食店を原因施設とする食中毒と断定し、行政処分を行った。 | 停止2日 |
| 9 | 12月20日 | 大村市 | 県央 | 19 | 5 | 96 | 0 | 12/18に当該飲食店が提供した食事 | ノロウイルス | 飲食店営業 | 飲食店営業 | 大村市にある飲食店の利用者から、会食後に複数人が食中毒の疑われる症状を呈している旨、保健所に通報があり探知。調査の結果、有症者全員の共通食がこの飲食店の食事以外にないこと、有症者の便からノロウイルスが検出されたこと、発症までの時間と症状がノロウイルス食中毒の特徴と一致することから、当該飲食店を原因施設とする食中毒と断定し、行政処分を行った。(提供された食事に「酢がき」を含む) | 停止2日 |
| 10 | 12月25日 | 島原市 | 県南 | 11 | 8 | 104 | 0 | 12/24に当該飲食店が提供した食事 | ノロウイルス | 飲食店営業 | 飲食店営業 | 島原市内の医療機関から、食中毒を疑う症状を呈した患者が複数受診している旨、保健所に通報があり探知。調査の結果、有症者全員の共通食がこの飲食店の食事以外にないこと、有症者及び調理従事者の便からノロウイルスが検出されたこと、発症までの時間と症状がノロウイルス食中毒の特徴と一致することから、当該飲食店を原因施設とする食中毒と断定し、行政処分を行った。 | 停止2日 |
| 合計 | | | | 701 | 104 | 104 | 0 | | | | | | |